



令和 6 事業年度事業報告書

独立行政法人教職員支援機構

目 次

令和6年度トピックス	i
1 法人の長によるメッセージ	1
2 法人の目的、業務内容	3
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
3 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	3
4 中期目標	4
(1) 概要	
(2) 中期目標期間	
(3) 一定の事業のまとまりごとの目標	
5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	6
6 中期計画及び年度計画	7
7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	9
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	12
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9 業務の適正な評価の前提情報	13
10 業務の成果と使用した資源との対比	19
(1) 令和6年度の主な業務成果・業務実績	
(2) 自己評価	
(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	
11 予算と決算との対比	21
12 財務諸表	22
13 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	25
14 内部統制の運用に関する情報	26
(1) 内部統制の目的	
(2) 内部統制の運用	
15 法人の基本情報	28
(1) 沿革	
(2) 設立根拠法	
(3) 主務大臣	
(4) 組織体制	
(5) 事業所の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較	
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	
16 参考情報	32
(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等との関係の説明	

令和6年度トピックス

「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた体制の構築と取組の実施

中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」（令和3年11月15日）で示された「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議まとめ」において、教員免許更新制の発展的解消後の「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた方策とともに、教職員支援機構の果たすべき役割が明示されました。こうした動きを踏まえ、令和4～5年度に、機構が担うべき役割とそれを遂行するための新たな取組として、NITS戦略の策定や新たな研修の企画・検討など、「研修観の転換」に向けた施策案の準備を進めてきました。令和6年度は、そうした戦略や施策案を具体化し実施していくため、「次世代型教職員研修開発センター」を「教職員の学び協働開発部」と改組し、以下のとおり取組を実施しました。

<「探究型」研修の充実>

令和5年度に新設した「探究型」研修について、令和6年度は内容をさらに充実させるとともに、新たに、特定課題に関する探究のプロセス全体を通して課題を探究していく力の涵養をめざす、「特定課題探究研修」を新設しました。

探究型研修においては、参加者が対話や省察を通じて、自他の価値観に気付くことや、自らの課題や実践をとらえ直すことを大事にしており、どうしたら参加者の学びが深まるかを徹底的に考え、その学びのデザインの在り方を追求しました。また、各グループに機構職員がファシリテーターとして参加することで、参加者一人ひとりの様子を丁寧にみるとともに、参加者の学びの変容に柔軟に対応できるようにしました。さらに、複数回のインターバル研修を行うことで、実践と共有の往還を繰り返し、参加者の学びの深まりを意図しました。

参加者アンケートからも、研修のねらいに即した一定の成果が得られているため、今後も継続して充実した研修になるよう企画を続けていきます。

<「研修マネジメント力協働開発プログラム（マネプロ）」の実施>

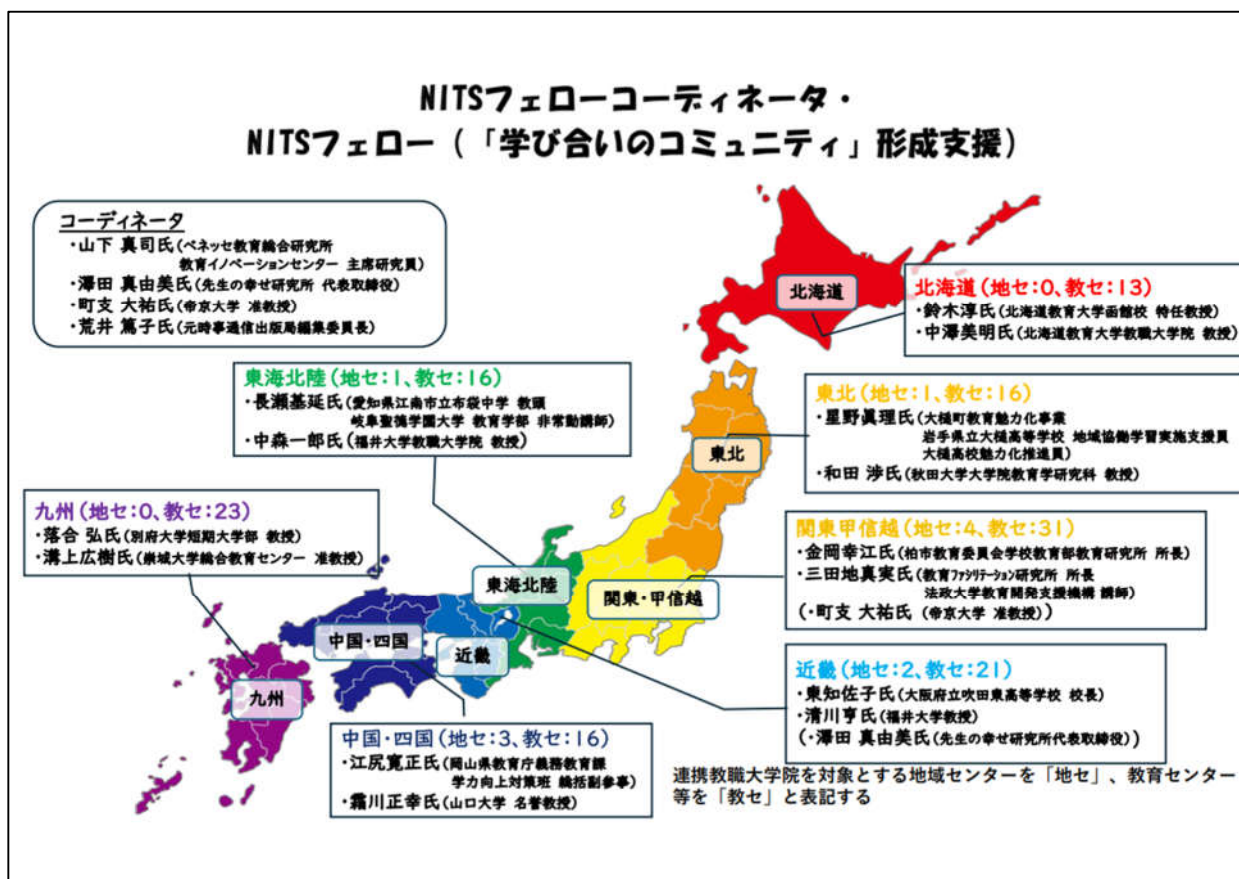
「研修観の転換」に向けた「新たな教職員研修」の協働開発に向けて、機構職員が対話・協働しながら探究を行う「研修マネジメント力協働開発プログラム」（以下、「マネプロ」という。）を実施しました。月1～2回程度、1回2～3時間の対話を中心とした活動で、「探究型」研修への理解を深めることや、研修マネジメント力（組織内で研修を企画する際に必要な力）を身につけること等を目的として行いました。各教育委員会からの出向者を始め、様々な立場の職員がいる中で、このマネプロを通じてじっくりと対話を行う中で、職員同士の関係性が構築されるとともに、各職員の研修マネジメント力の協働開発に寄与することができました。また、本取組を発展させる形で、全国の教職員を対象とした「マネプロ全国版」を計3回実施するとともに、新たに「マネプロ地域版」として近畿地域でも実施し、「研修観の転換」の全国的な協働展開を図りました。

＜全国教員研修プラットフォームの運用管理＞

文部科学省の承認を受け、令和6年4月より「全国教員研修プラットフォーム『Plant』」の運用管理を行いました。『Plant』は、機構、教育委員会、大学、民間等が提供する質の高い研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するとともに、研修の受講や受講履歴記録の作成を一元的に行うことができる仕組みを備えており、『Plant』の運用管理を行うことで、教職員の資質向上に関する情報発信に寄与しました。

＜「研修観の転換」に向けた「学び合いのコミュニティ」の醸成＞

「研修観の転換」を進める手掛かりとして、全国各地における教職員の学びに関する「学び合いのコミュニティ」の形成を支援するため、NITSフェロー及びNITSフェローコーディネータを委嘱し、令和7年度から各地での活動を行うための準備を開始しました。2月には地域版マネプロとして、「研修マネジメント力協働開発プログラム（近畿版）」を開催し、近畿地域の研修担当者が「教職員の学び」の在り方を協働的に問い、考え合う場を提供しました。



「学び合いのコミュニティ」形成支援事業に係る
NITS フェローコーディネータ、NITS フェローの地域別一覧

1. 法人の長によるメッセージ

学習指導要領は「前文」において、「教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと」、第2条の目標を達成しなければならないとした上で、「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である」と述べています。

これは小学校学習指導要領からの引用ですが、中学校、高等学校では「児童」が「生徒」に替わるだけで内容は同じで、特別支援学校においても同様です。また、幼稚園教育要領にも同趣旨のものが示されています。

各学校において一人一人の子供が、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにする」ための教育課程を実践していくのは誰か。

言うまでもなくそれは、各学校で子供の最も身近な存在である教職員にほかなりません。教職員それぞれが、子供一人一人の自己肯定感を養い、「いま」と「これから」に必要な資質・能力を養っていくという重要で崇高な営みを担っています。

しかしながら、現在、学校には様々な課題があります。社会の変化への対応は容易でなく、学校における働き方改革も途半ばです。それでも、子供一人一人が幸福に生きるために必要な力を養う学校教育を疎かにすることはできません。学校を、子供たちにとっても、教職員にとっても、魅力的な学びの場とするために、全ての大人が、それぞれの立場から誠実に関与していくことが求められます。

令和6年8月、中央教育審議会は「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての『働きやすさ』と『働きがい』の両立に向けて～」を提言しました。答申にある三点（①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善）が着実に、一体的・総合的に推進されることを期待します。

この間の中央教育審議会答申を振り返ると、令和3年1月には、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が出されています。「多様な子供一人一人が自立した学習者として学び続けていけるようになっているか」という問いを立て、新学習指導要領に基づく「一人一人の子供を主語にする学校教育」を求めています。

また、令和4年12月には、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が答申されました。副題は「『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」で、教職が創

造的で魅力ある仕事であり、その養成・採用・研修の一体的な改革により、教師が誇りを持って働くことができる職場環境を実現していくことが提言されています。

これらの答申を踏まえ、独立行政法人教職員支援機構（NITS）は、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員が児童生徒の豊かな学びを支える力を養えるよう検討を重ね、教職大学院や教育委員会とも協働して、研修参加者が主語になる学びの在り方を追究しています。実現したいのは、子供と教職員それぞれにとっての、「学校が楽しい」と「教職が面白い」です。

私たちは、職階別中央研修のカリキュラム改善を手始めに、模索と試行錯誤を繰り返し、研修マネジメント力協働開発プログラム、課題探究型研修であるコア研修、教育行政リーダー研修等を新たに開設してきました。今後さらに、新しい教職員研修の在り方について具体化していきます。また、今年度からは、各地域で教職員研修に関する学び合いの場を調べていきたいと考えています。

これまでの模索と試行錯誤に基づく私たちの現在の考えについては、令和6年4月、『「研修観の転換」に向けたNITSからの提案（第一次）～豊かな気付きの醸成～』としてまとめました。そこでも述べていますが、教職員研修は、参加者が「新しく知識やスキルを知ること」だけでなく、「自身の教職経験と関連付けながら知識やスキルについて知り、参加者の中に豊かな気付きが生まれる」ことが重要だと考えています。この『NITSからの提案（第一次）』は冊子にするとともに、機構Webページにおいて公開しています。

私たちは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という状況を経験しました。その後も社会は激しく変化を続け、また、大きな自然災害も度重なっています。その中で今日も、子供たちそれぞれが未来に向けて生きています。その伴走者として教職員は、子供を見つめ、日々努力し、工夫し、学びを重ねています。多様な子供一人一人が主語になって、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実により、主体的・対話的で深い学びを実現していくことのできる学校に。

一人一人の教職員が主語になって学び、誇りを持ち、やりがいを感じながら教育活動を進めていける学校に。

その実現のために私たちも試行錯誤と省察を重ね、心を込めて取り組んでいきたいと考えています。

独立行政法人教職員支援機構
理事長 荒瀬 克己

ロゴタイプ



デザインコンセプト

独立行政法人教職員支援機構は機構の英語名である「National Institute for School Teachers and Staff Development」から「N」「I」「T」「S」という4文字を取り出して「NITS」という略称で呼び、「ニッツ」と発音します。独立行政法人教職員支援機構のロゴは、略称「NITS」をデザインしたものです。

個々の文字「N」「I」「T」「S」は、生徒や教師がそれぞれの個性を放ちながら、躍動している姿を表現しています。そうした個性の輝きを放ちながらも照応する造形として、調和しながら存在する文字群「NITS」は、教職員支援機構が目指す姿勢を表現しています。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的（独立行政法人教職員支援機構法 第3条）

独立行政法人教職員支援機構は、校長、教員その他の学校教育関係職員に対し、研修の実施、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及その他の支援を行うことにより、これらの者の資質の向上を図ることを目的とする。

(2) 業務内容（独立行政法人教職員支援機構法 第10条）

- ① 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。
- ② 校長及び教員としての資質向上に関する指標を策定する任命権者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うこと。
- ③ 上記②に掲げるもののほか、学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。
- ④ 学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。
- ⑤ 免許法認定講習等の認定に関する事務を行うこと。
- ⑥ 教員資格認定試験の実施に関する事務を行うこと。
- ⑦ ①～⑥に附帯する業務を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

文部科学省の政策目標では、「新しい時代に向けた教育政策の推進」（政策目標1）として、国民一人一人が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現することを定め、そのための施策目標として、「魅力ある教育人材の養成・確保」（施策目標1－3）を定めています。

上記の政策目標を達成するため、機構は教職員の養成・採用・研修の一体的改革を担う中核拠点として、教職員の資質の向上をミッションとしています。

政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進

施策目標1－3

魅力ある教育人材の養成・確保

4. 中期目標

(1) 概要

機構は、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上に寄与することをミッション（独立行政法人教職員支援機構法第3条）とし、国の教育政策上必要とする研修の効果的な実施、各地域での研修の企画・実施をリードする各種研修指導者の養成、各都道府県教育委員会等が定める教員育成指標に関する専門的助言、及び教員の資質に関する調査研究等を通じて、国が進める「教師の養成・採用・研修の一体的改革」の実現に寄与することが求められています。

社会が大きく変化する中、我が国が将来に向けてさらに発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠です。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教師の資質能力を向上させることが重要です。

「Society5.0」と呼ばれる社会の到来を見据え、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現をめざし、「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、その教育を実践できる教師の養成・確保が急務となっています。

小学校では、令和2年度から新しい学習指導要領が全面実施され、いわゆる「アクティブ・ラーニング」を中心に据えた教育への転換が始まりました（以降、中学校は令和3年度から全面実施、高等学校は令和4年度の入学生から年次進行で実施）。また、「GIGAスクール構想」の推進により、学校教育のICT環境の整備が進む中、教師のICT活用指導力の育成が急務となっています。

さらに、学校における働き方改革が進められる中、各教育委員会が行う教職員研修についても夏季休業期間中の研修の精選、教職員研修の効果的・効率的な実施、ICTを活用したオンライン研修の実施等を通じた教員研修の質向上と負担軽減の両立が喫緊の課題となっています。

加えて、今般のコロナ禍の中で教職員研修の在り方そのものが問われており、教職員研修のICT活用や、オンライン研修の一層の充実を進めることを通じ、「集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックス」に向けた検討・実践を早急に進める必要があります。

以上の位置づけ及び役割の下、第5期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、機構の第6期中期目標が定められています。とりわけ第6期中期目標においては、次の取組の重要度が高いとされています。

- ・ 学校教育関係職員に対する研修
- ・ 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言
- ・ 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助
- ・ 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及

(2) 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間

(3) 一定の事業のまとめりと目標

- | |
|---|
| <p>① 学校教育関係職員に対する研修
ア 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員、次世代リーダー教員、4～8年経験教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修
イ 学校経営の観点から教職員の意識・意欲を高め学校の組織基盤の強化を目的とする研修
ウ 各学校や地域における現代的な教育課題に関する研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修
エ 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。</p> <p>② 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言
各任命権者による指標及び研修計画の改善等に対して、必要な専門的助言を行い、積極的に支援を行う。</p> <p>③ 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助
機構が有する関係機関間ネットワークのハブ機能、研修実施機能、調査研究機能の有機的連携を図り、情報発信を強化するとともに、学校教育関係職員の研修の充実に係る指導、助言及び援助を行う。</p> <p>④ 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及
養成・採用・研修の改革に資する専門的・実践的な調査研究を計画的に行うこととし、集合型研修とオンライン研修のベストミックスに関する調査研究を含め、中期目標期間中に5件程度実施する。</p> <p>⑤ 免許法認定講習等の認定に関する事務
教育職員免許法に基づく免許法認定講習等の認定に関する事務を確実に遅滞なく実施する。</p> <p>⑥ 教員資格認定試験の実施に関する事務
教育職員免許法に基づく教員資格認定試験の実施について、本試験の問題作成を行うとともに、試験実施に関する事務を確実に行う</p> |
|---|

詳細につきましては、第6期中期目標をご覧ください。

<https://www.nits.go.jp/22jou/service/plan/006.html>

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

機構は「教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上に寄与する」という使命の下、関係機関との連携・協働を図りつつ「教員の養成・採用・研修に携わる関係諸機関をつなぐネットワークの構築」「研修の高度化と体系化の促進」「多様な研修ニーズに対応するコンテンツの開発」の3つを軸に業務を進めます。その際役職員は、法令遵守、業務の効率化などに取り組むことはもちろんのこと、全国の教職員によりよい支援（Customer Satisfaction）を行うため、気づいたことを言い合える風通しのよい組織を作り、安心、信頼、満足できる明るく健全な職場環境の形成（Employee Satisfaction）に努めます。

これら機構の目的や使命、運営上の方針を役職員が共通の認識の下に一丸となって達成する事ができるよう「運営基本理念・運営方針」等を定めています。

独立行政法人教職員支援機構運営基本理念・運営方針

1. 運営基本理念

- (1) 教員研修の実施に当たっては、各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき研修や調査研究等を実施することにより、我が国の教員の資質能力向上に寄与する。
- (2) 事務及び事業の遂行に当たっては、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る。

2. 運営方針

- (1) 理事長のリーダーシップの下、その明確な指示に基づき業務に当たること。
- (2) 最新の政策動向及び学校教育を取り巻く諸課題を踏まえ、事業の企画・立案、実施、評価を着実にを行い、絶えず質の高い研修や調査研究等を実施すること。
- (3) 学校関係職員等に対する総合的な支援拠点として機能するよう、国、行政、大学等と連携協力体制を構築すること。
- (4) 受講生の安全、安心と一定の快適性を確保できるよう、研修環境の整備を進めること。
- (5) 機構の機能強化に向けた取組を推進すること。
- (6) 事務及び事業の遂行に当たっては、機構や独立行政法人を取り巻く状況など社会の変化や要請を踏まえること。
- (7) 別に定める機構行動規範に基づき、職務を遂行すること。

6. 中期計画及び年度計画

第6期中期計画（令和3年4月から令和8年3月）及び令和5年度計画に掲げる項目・主な内容は次のとおりです。

中期計画	年度計画
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 1. 学校教育関係職員に対する研修 (1) 実施する研修の基本的な内容 ① 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員、次世代リーダー教員、4～8年経験教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修 ② 学校経営の観点から教職員の意識・意欲を高め学校の組織基盤の強化を目的とする研修 ③ 各学校や地域における現代的な教育課題に関する研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修 ④ 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じ、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する研修 (2) 研修の高度化及び体系化 (3) 集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の確立 (4) 地域センターを拠点とした高度で多様な研修機会を提供する仕組みの構築 (5) 研修の目標とする成果の指標 (6) 研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入 (7) 研修の内容・方法の見直し 2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言 3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助 (1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助 ① 教職員への指導、助言及び援助 ・オンライン研修動画コンテンツの充実 ・教職員の資質向上に関する情報発信 ・学校現場における優れた実践の表彰及び取組の普及 ・教職員が大学や教育委員会等の学校教育関係諸機関の職員との情報交換を行う場の提供 ② 教育委員会への指導、助言及び援助	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 1. 学校教育関係職員に対する研修 (1) 実施する研修の基本的な内容 中期計画に基づき、国として実施する責務を有する研修について、「〈1〉各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の探究に向かう力の涵養を主たる目標とする研修（探究型中央研修）」、「〈2〉各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の学校経営等に資する課題解決力の育成を主たる目標とする研修（職階別中央研修）」及び「〈3〉特定の教育課題に関する各学校や地域における指導者の養成等を目標とする研修（指導者養成研修）」のとおりに各研修を実施するほか、機構が企画する研修を関係機関との協働により実施する。 上記の各研修以外に国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。 (2) 研修の高度化及び体系化 (3) 集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の確立 (4) 地域センターを拠点とした高度で多様な研修機会を提供する仕組みの構築 (5) 研修の目標とする成果の指標 (6) 研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入 (7) 研修の内容・方法の見直し 2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言 3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助 (1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助 ① 教職員への指導、助言及び援助 ・オンライン研修動画コンテンツの充実 ・教職員の資質向上に関する情報発信等 ・学校現場における優れた実践の表彰及び取組の普及 ・情報交換を行う場の提供 ② 教育委員会への指導、助言及び援助

・教職員研修の将来像の提案をはじめとした教職員研修の改善・充実に資する情報提供 ・教育委員会等の研修への指導、助言及び援助 ・教育委員会等の研修の企画立案・運営を担う人材育成 ・地方公共団体からの要請を踏まえた研修等の援助 (2) 教職大学院等との連携・協力 ①教職大学院との連携協定 ②教職大学院の教職員に対する支援 ③教職大学院の院生等に対する支援 ④海外の大学等に対する支援 4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及 5. 免許法認定講習等の認定に関する事務 6. 教員資格認定試験の実施に関する事務 II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 経費等の縮減・効率化 (2) 間接業務等の共同実施 (3) 予算執行及び業務運営の効率化 III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保 (2) 固定経費の節減 (3) 財務内容等の透明性の確保 IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円 V 不要財産の処分計画 なし VI 重要な財産の処分等に関する計画 なし VII 剰余金の使途 独立行政法人教職員支援機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善並びに施設・設備の整備等に充当 VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項等 1. 施設及び設備に関する計画 2. 人事に関する計画 3. 内部統制・ガバナンスの充実・強化 4. 業務のICT化の推進及び情報セキュリティ対策の確保 5. 中期目標期間を越える債務負担 6. 積立金の使途	・教職員研修の将来像の提案をはじめとした教職員研修の改善・充実に資する情報提供 ・教育委員会等の研修への指導、助言及び援助 ・教育委員会等の研修の企画立案・運営を担う人材育成 ・地方公共団体からの要請を踏まえた研修に関する事業への援助 (2) 教職大学院等との連携・協力 ①教職大学院との連携協定 ②教職大学院の教職員に対する支援 ③教職大学院の院生等に対する支援 ④海外の大学等に対する支援 4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及 5. 免許法認定講習等の認定に関する事務 6. 教員資格認定試験の実施に関する事務 II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ・経費等の縮減・効率化 ・間接業務等の共同実施 ・予算執行及び業務運営の効率化 III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 ・自己収入の確保 ・固定経費の節減 ・財務内容等の透明性の確保 IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円 V 剰余金の使途 研修事業の充実、研修に関する指導、助言及び援助等の充実、調査研究事業の充実、免許法関連事務の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備整備等の充実に充当 VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項等 1. 施設・設備に関する計画 2. 人事に関する計画 3. 内部統制・ガバナンスの充実・強化 4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保
--	--

詳細につきましては、第6期中期計画及び令和6年度計画をご覧ください。

<https://www.nits.go.jp/22jou/service/plan/006.html>

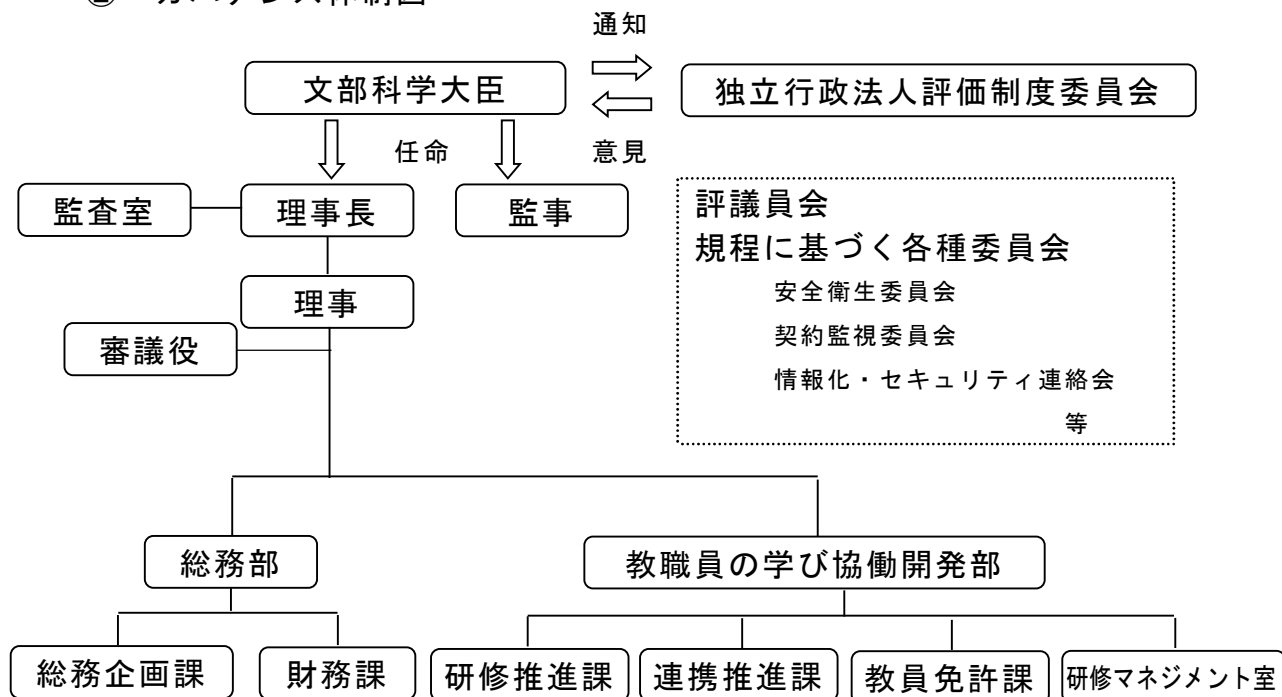
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

文部科学大臣（所管課：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課）

② ガバナンス体制図



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理 事 長	荒瀬 克己	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	平成15.4 京都市立堀川高等学校校長 平成24.4 京都市教育委員会教育企画監 平成26.4 大谷大学教授 令和2.4 関西国際大学教授 令和3.4 現職
理 事	鍋島 豊	令和5年5月1日 ～ 令和7年4月30日	令和4.9 文部科学省大臣官房付（内閣官房こども家庭庁設立準備室参事官） 令和5.5 現職
監 事 (非常勤)	片野 雄司	令和3年9月1日 ～ 令和7事業年度財務諸表承認日まで	昭和62.6 片野雄司公認会計士事務所公認会計士 令和3.9 独立行政法人教職員支援機構監事
監 事 (非常勤)	橋本 都	令和3年9月1日 ～ 令和7事業年度財務諸表承認日まで	平成26.5 八戸工業大学副学長 平成27.4 独立行政法人教員研修センター監事 平成29.4 独立行政法人教職員支援機構監事

② 会計監査人

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第

3条第1項により会計監査人の監査を要しない法人となっています。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和6年度末現在46人(前年度比±0)であり、平均年齢は39.9歳(前年度末39.6歳)となっています。このうち国や自治体等からの出向者は18人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

主たる事務所を茨城県つくば市に置くとともに、東京都千代田区に事務所がありますが、賃貸であり所有する施設ではありません。

(5) 純資産の状況

資本剰余金の明細

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	政府出資金	3,891	-	-	3,891	
	計	3,891	-	-	3,891	
資本剰余金	無償譲与	13	-	-	13	
	運営費交付金	47	0	28	19	資産の取得による増
	施設整備費補助金	3,756	124	-	3,880	資産の取得による増
	計	3,816	124	28	3,912	資産の取得による増
その他	減価償却累計額	△3,269	-	146	△3,414	
行政コスト	除売却差額相当累計額	△30	-	-	△30	
累計額	計	△3,298	-	146	△3,444	

(注) ○項目毎の単位未満の端数を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

積立金の明細

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
通則法44条1項 積立金	134	131	-	265	増加：前期利益処分

(注) ○項目毎の単位未満の端数を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳(運営費交付金、国庫補助金、自己収入)

令和6年度の収入は1,644百万円であり、その内訳は、運営費交付金1,207百万円(総収入の73.4%)、施設整備費補助金185百万円(総収入の11.2%)、自己収入253百万円(総収入の15.4%)となっています。

② 自己収入の内訳

機構の収入は、運営費交付金、国庫補助金のほかに自己収入があります。

機構は、教員資格認定試験の実施事務を国(文部科学省)から移管されて実施

しています。試験受験者からの受験手数料等として 26 百万円の収入があります。

なお、機構は、年間を通し全国から教職員が集まり 1 週間に渡る集合・宿泊型研修を実施しており、令和 6 年度においては、宿泊料収入等として 45 百万円の収入があります。

また、令和 6 年 4 月より当機構が運用管理を行っている全国教員研修プラットフォーム利用料収入として、181 百万円収入があります。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

持続可能な社会の発展に寄与するため、社会及び環境への配慮を心掛けた事業運営を行っています。機構における物品の調達に当たっては、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（令和 6 年 4 月 4 日）を定め、グリーン購入法に適合する環境に配慮した製品等の調達に努めています。毎年の調達実績は、ホームページで公表しています。

また、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結にも努めています。同様に、ホームページにおいて契約締結状況を公表しています。

詳細につきましては、調達情報をご覧ください。

<https://www.nits.go.jp/nyusatsu/>

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

機構の強みは、教職員に対する総合的支援を行う唯一の全国拠点であることです。強みを維持する上で欠かせない資産は、茨城県つくば市に立地する本部事務所及び研修施設であり、ホームページに掲載している研修教材を始めとしたコンテンツ等も、重要な知的財産です。さらに、これまで蓄積してきた研修をマネジメントするための考え方やノウハウもまた、強みを維持するための源泉となっています。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

- ① 機構の使命は「教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上に寄与すること」であり、その障害となるリスクを防止又は損失を最小化するために、組織的なリスク管理体制のもとで情報を収集するとともに対策を講じています。
- ② リスク管理体制としては、理事長を最終責任者とし、理事を管理総括責任者、各部長をリスク管理責任者としています。また、課・室長以上の役職員を構成員として、機構におけるリスク管理の検討、審議を行うためのリスク管理委員会を設置しています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

業務運営上の課題とリスク、及びその対応策については、リスク対応計画を策定し、その把握と共通理解を図っています。業務フローを把握した上でリスクを識別、評価し、当該リスクへの適切な対応を行うための一連のプロセスについて整備したものとなっており、全役職員に周知、共有を行うとともに、不断の見直しを行っています。

令和6年度は、そうしたリスクへの対応に関わり、以下の取組を行いました。

① オンライン研修等の実施

引き続き、対面研修が実施できなくなるような感染症拡大等の予測できない事態への対策等を踏まえ、一部研修のオンライン実施を継続することで、オンライン研修のノウハウを継承していくとともに、ホームページに掲載している動画教材の更なる充実を図ることで、オンラインにおける学びの機会の確保を行いました。

② リスク対応計画及び事業継続計画書（BCP）の見直しと周知

上記に示したリスク対応計画、及び災害発生時の事前対策や事業継続対応を記載した事業継続計画書（BCP）について、部署ごとに丁寧な見直しを行い、必要に応じた改正を行うとともに、全役職員に周知を行うことにより、リスク対応についての意識啓発を図りました。

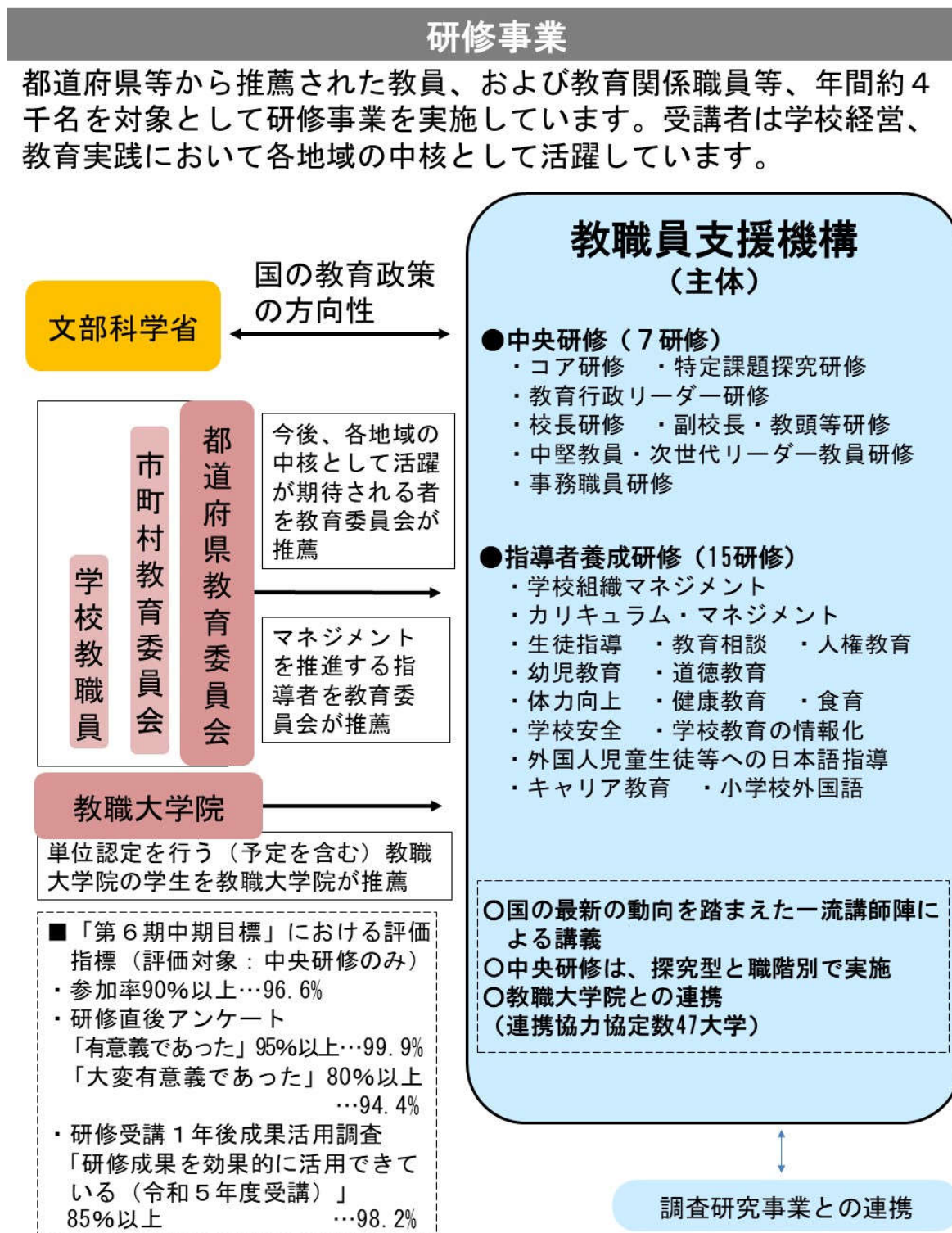
③ 施設整備と情報セキュリティの確保

役職員及び研修参加者の安全管理体制を確保するため、建物耐久性を確保するための外壁改修工事や、電力線等の重要インフラ整備による施設基盤の強靱化、出入口扉の自動化によるバリアフリー化等を行いました。また、LAN 整備、サーバー管理等、ICTに伴う周辺整備を不断に行うとともに、機構で定める情報セキュリティポリシーの見直し等を行うことで、情報漏えい等のリスクに対応するための情報セキュリティの確保に努めました。

9. 業務の適正な評価の前提情報

令和6年度の機構の各業務についての理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームは以下のとおりです。

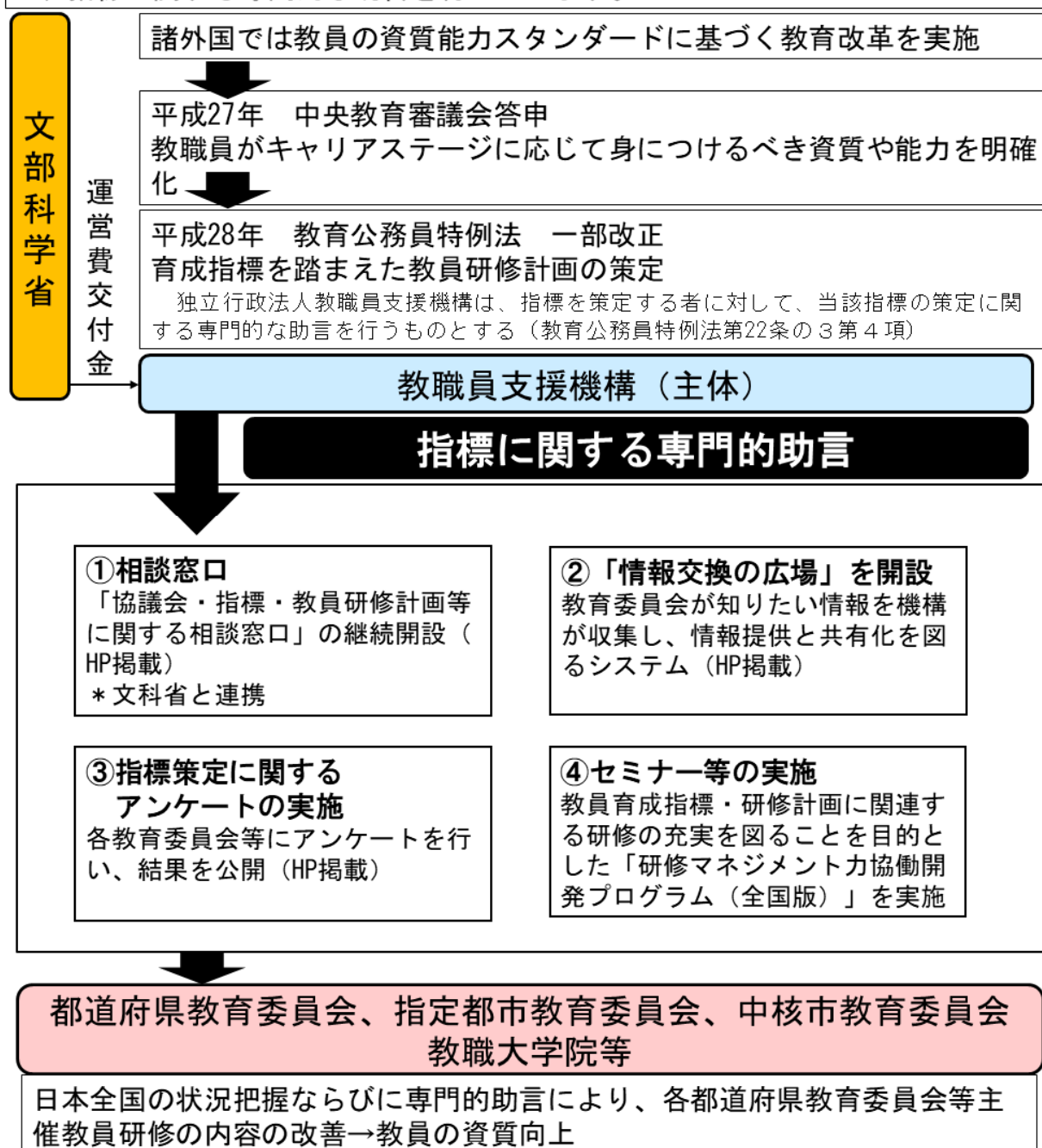
(1) 学校教育関係職員に対する研修



- (2) 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言

指標に関する専門的助言

教育公務員特例法等の一部改正により校長及び教員の資質向上に関する指標の策定に関する専門的な助言を行うことが義務付けられました。このことを踏まえ、教育委員会等において策定された指標を収集・整理し情報提供や意見交換等を行い、指標に関する専門的な助言を行っています。



(3) 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

指導・助言・援助

全国的な教職員の総合的支援の中核拠点として、学校教育関係職員の研修を充実させるための指導・助言・援助を行うとともに、教職大学院等の大学等とのネットワークを活用して、連携協定を締結した大学等の院生や教育の研究・交流を支援するための指導・助言・援助を行っています。

文
部
科
学
省

運営費交付金

教職員支援機構（主体）

1. オンライン研修動画コンテンツの充実による研修機会の拡充
2. 学校現場における優れた実践の表彰及び取組の普及 等

1. 講義動画の提供（オンラインによる研修機会の提供）

職務多忙等から学校現場を離れての研修の機会が困難な教員等に多様な研修の機会を、インターネット上の動画共有サイト『YouTube』に機構公式チャンネルを開設し、提供
累計制作動画数：306本 令和6年度再生回数：691,321回（累計：4,368,416回）

<校内研修シリーズ>

- ・校内研修での活用を想定した講義動画
- ・基礎理論、理論的整理や考え方を提示
- ・令和6年度制作20本

<実践力向上シリーズ>

- ・自己学習での活用を想定した講義動画
- ・授業等での実践力を身に付ける内容

<基礎的研修シリーズ>

※令和4年度教員講習開設事業費等補助金を活用し制作

- ・教職未経験者に向けて基礎をまとめた講義動画
- ・教壇に立つ上で必要な知識技能を身に付ける



2. 表彰事業「NITS大賞」（好事例の収集と普及）



学校をとりまく課題の解決に向けて実践した活動を広く募集し、表彰・公開することにより、教育現場に優れた取組を普及していく事業

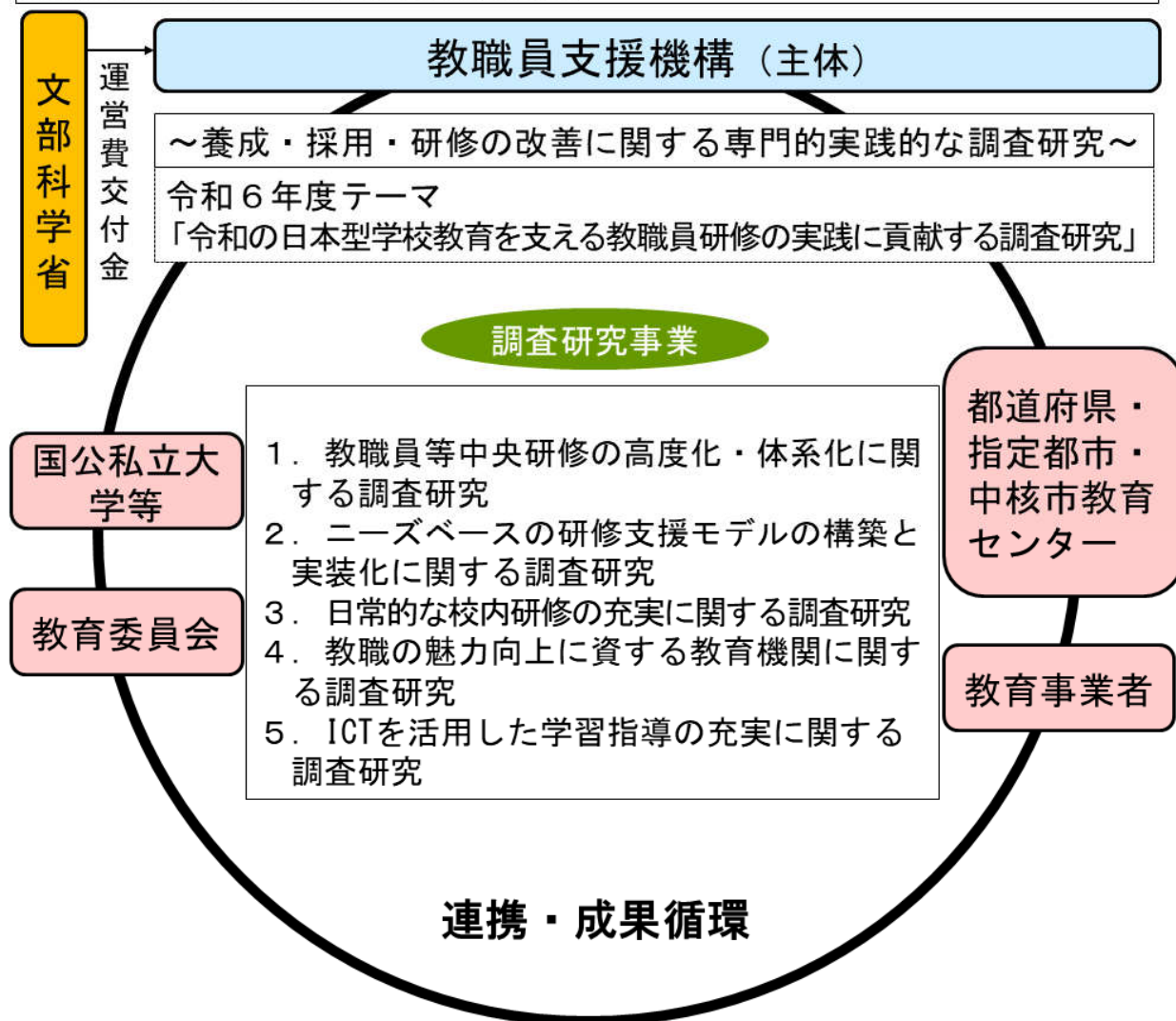
- ◇平成29年度に新設し、令和6年度で8回目
- ◇令和6年度の応募数は92点
- ◇プレゼンテーション動画や事例集をHPに掲載

3. 教育委員会等の研修の企画立案・運営を担う人材育成（11人が機構に派遣）
4. 教職大学院等との連携 院生支援（地域センター11拠点、機構主催研修参加65人）
5. NITS・教職大学院等コラボ研修プログラム支援事業（採択数：24機関 52研修）
6. 海外の大学等に対する支援 タイ国校長等対象研修支援
7. 教職員研修の改善・充実に資する情報提供（講師派遣43件）
8. メールマガジンによる情報発信 メールマガ登録者数 23,034人 等

(4) 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及

調査研究及びその成果の普及

教育公務員特例法等の一部改正により、平成29年度から教員の養成・採用・研修の改善を目的とした調査研究に着手しました。教員の養成・採用・研修の改善に資する専門的・実践的な調査研究を実施し、機構の各種事業に反映させるとともに、学校教育の関係者にその成果を広く普及することを目的に、令和6年度においては5つの調査研究プロジェクトを実施しました。



■調査研究成果

- ・ 機構が実施する各種事業の企画・立案に適切に反映
- ・ 機構主催研修の高度化・体系化
- ・ セミナープログラムの開発・実施
- ・ 報告書の作成・公開

(5) 免許法認定講習等の認定に関する事務

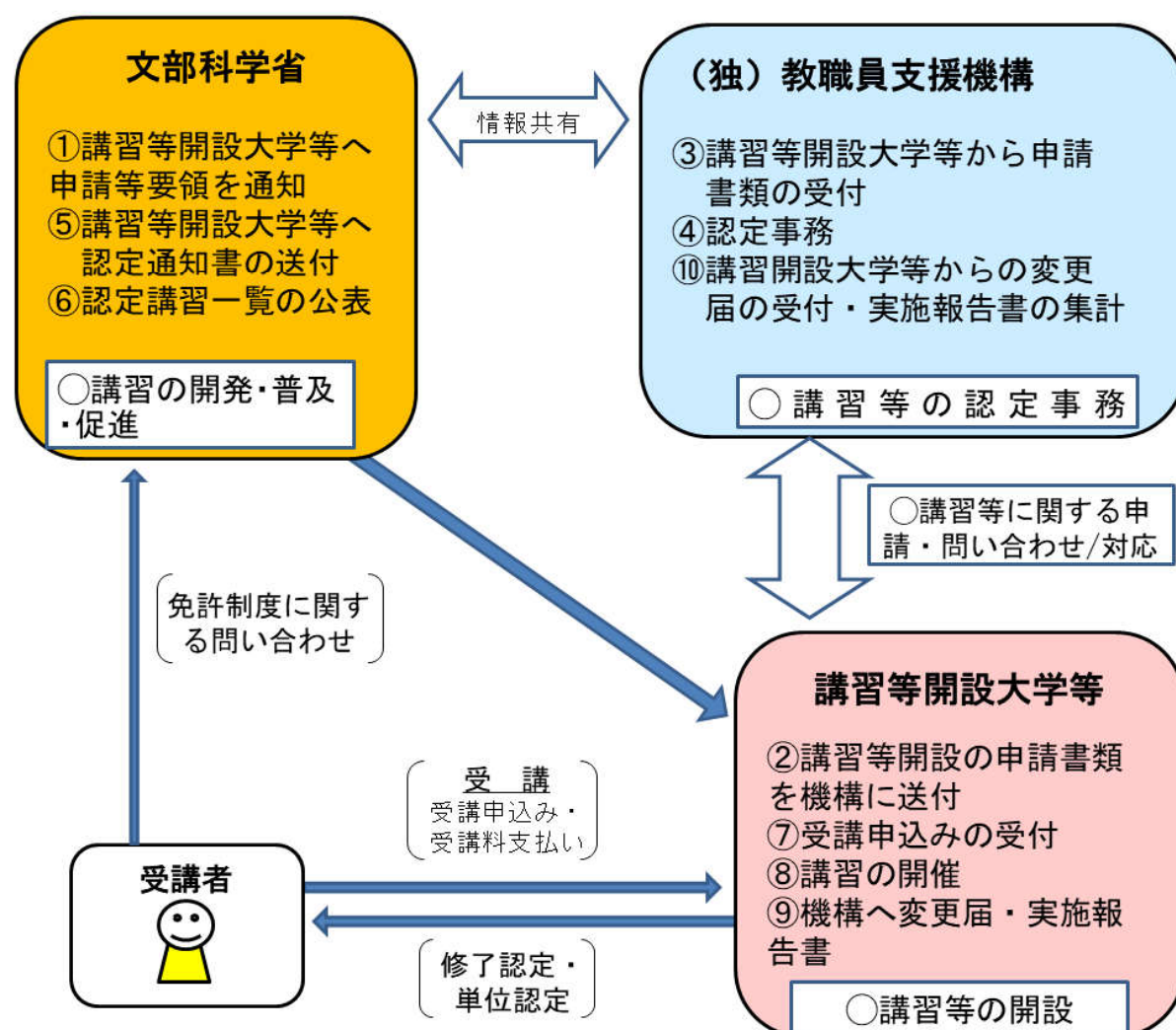
免許法認定講習等の認定事務

免許法認定講習・免許法認定公開講座・免許法認定通信教育とは、大学の教職課程によらず単位を修得できる制度です。

教員免許状を取得するためには、原則として大学等において学士の学位等の基礎資格を得るとともに、教職課程において所定の単位を修得することが必要です。

しかしながら、教員の資質向上のため、現職の教員等がすでに所有している免許状を基にして、一定の在職年数と単位取得によって上位の免許状・他校種の免許状などを取得する方法が開かれており、免許法認定講習等もそのために活用できます。

平成30年度から、教育職員免許法に基づき、文部科学大臣が行う認定に関する事務を教職員支援機構が行っています。



(6) 教員資格認定試験の実施に関する事務

教員資格認定試験

教員資格認定試験は、広く一般社会に人材を求め、教員の確保を図るため、大学等における通常の教員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員として必要な資質、能力を有すると認められた者に教員への道を開くために文部科学省が実施している試験です。本試験合格者は、都道府県教育委員会に申請することにより、合格した認定試験の種類に応じた教諭の普通免許状が授与されます。教職員支援機構では、教育職員免許法の規定により、本試験の実施に関する事務を行っています。

文部科学大臣（法律上の実施主体）

教育職員免許法：文部科学大臣は、教員資格認定試験の実施に関する事務を機構に行わせる

運営費交付金

(独)教職員支援機構

独立行政法人教職員支援機構法 教育職員免許法の規定による教員資格認定試験の実施に関する事務を行う（試験の運営等、一部業務については外部委託にて実施）

出願書類提出
受験料納付

最終合否通知送付
（合格証書の名義は文部科学省）



受験者



免許状授与

申請

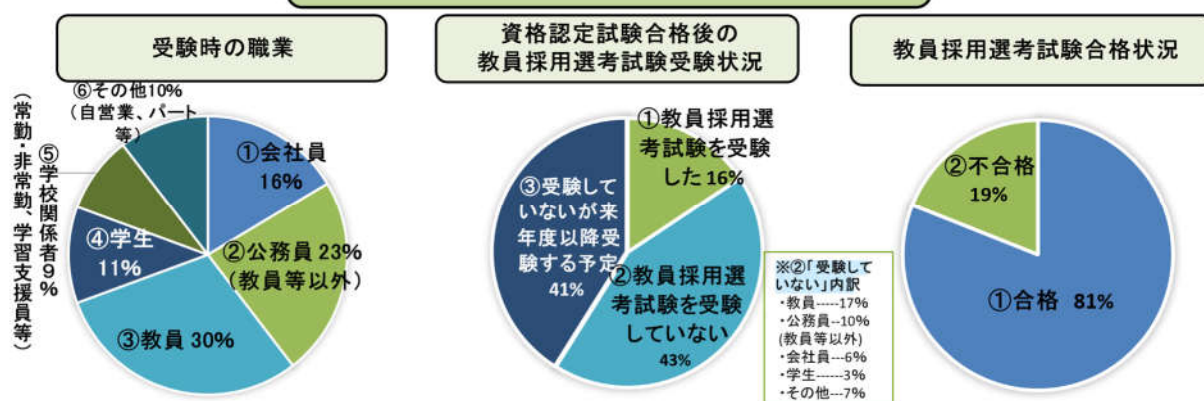
都道府県教育委員会

文部科学省により定められた実施
種類数は、3種類

（参考）令和6年度出願受理件数

- 幼稚園：29名
- 小学校：950名
- 高等学校(情報)：67名

小学校教員資格認定試験合格者の状況



＜出典＞ 令和5年度小学校教員資格認定試験に合格された方へのアンケート調査（当機構が実施）

- ・対象者数：令和5年度小学校教員資格認定試験の最終合格者 191名
- ・回答者数：134名（回収率70.2%）

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和6年度の主な業務成果・業務実績

機構は、学校教育関係職員等に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質の向上を図ることを目的に、第6期中期計画及び令和6年度計画に沿って、役職員一体となつて着実に業務を推進し適切な業務運営を行っています。令和6年度の主な業務成果・業務実績については、P. i ~ ii に記載した「令和6年度のトピックス」をご参照ください。

詳細につきましては、令和6年度業務実績報告書をご覧ください。

<https://www.nits.go.jp/22jou/service/report/006.html>

(2) 自己評価

各業務の自己評価と行政コスト（セグメント毎）との関係の概要については次のとおりです。

令和6年度項目別評価総括表

項 目	自己評価	行政コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		百万円
1. 学校教育関係職員に対する研修	S	501
2. 公立学校の校長及教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的助言	B	16
3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助	S	373
4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及	A	86
5. 免許法認定講習等の認定に関する事務	B	36
6. 教員資格認定試験の実施に関する事務	A	153
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	—
III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	} B	—
IV 短期借入金の限度額		—
V 剰余金の使途		—
VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項等		
1. 施設・設備に関する計画	B	—
2. 人事に関する計画	A	—
3. 内部統制の充実・強化	A	—
4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保	B	—

(2) 第6期中期目標期間（令和3年度～7年度）における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	第6期中期目標期間総合
評 定	A	A	A			

※ 評定区分は以下のとおりとする。

- S：当該法人の業績向上努力により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期目標値が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A：当該法人の業績向上努力により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期目標値が120%以上、又は定量的指標の対中期目標値が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。
- B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の100%以上）
- C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の80%以上100%未満）
- D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期目標値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

1 1 予算と決算との対比

決算報告書の要約

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度		
	予 算	決 算	差 額 理 由
収入	1,671	1,644	
運営費交付金	1,207	1,207	
施設整備費補助金	185	185	
自己収入	280	253	
支出	1,671	1,603	
一般管理費	165	232	物価高騰等の影響による増
業務経費	867	744	プラットフォーム事業を計画より少額で実施で
人件費	454	443	きたこと等による減
施設整備費	185	185	超過勤務手当が見込額より減

(注) ○項目毎の単位未満の端数を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

1 2 財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産	686	流動負債	414
現金及び預金	643	未払金	237
その他	43	その他	176
固定資産	5,005	固定負債	620
有形固定資産	4,886	資産見返負債	490
無形固定資産	35	長期リース債務	47
投資その他の資産	84	退職給付引当金	84
		負債合計	1,034
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	3,891
		資本剰余金	468
		利益剰余金	298
		純資産合計	4,657
資産合計	5,691	負債・純資産合計	5,691

(注) ○項目毎の単位未満の端数を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

② 損益計算書

(単位：百万円)

経常費用 (A)	1,542
教育研修事業費	1,089
人件費	277
減価償却費	54
その他	758
一般管理費	434
人件費	184
減価償却費	29
その他	222
その他	18
経常収益 (B)	1,575
運営費交付金収益	1,159
自己収入等	253
その他	164
臨時損失 (C)	2
固定資産除却損	2
臨時利益 (D)	2
資産見返負債戻入	2
当期総利益 (B - A - C + D)	34

(注) ○項目毎の単位未満の端数を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	111
人件費支出	△ 582
その他の業務支出	△ 757
運営費交付金収入	1,207
自己収入等	271
利息の受取額	0
国庫納付金の支払額	△ 28
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	75
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 28
IV 資金に係る換算差額 (D = A + B + C)	—
V 資金増加額 (E)	159
VI 資金期首残高 (F)	445
VII 資金期末残高 (G = D + E + F)	603

(注) ○項目毎の単位未満の端数を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 損益計算書上の費用	1,544
II その他行政コスト 減価償却相当額	146
III 行政コスト	1,689

(注) ○項目毎の単位未満の端数を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	3,891	518	265	4,674
当期変動額		△50	34	△16
固定資産の取得		124		124
減価償却		△146		△146
不要財産に係る国庫 納付等		△28		△28
当期純利益			34	34
当期末残高	3,891	468	298	4,657

(注) ○項目毎の単位未満の端数を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑥ 詳細につきましては、令和6年度財務諸表をご覧ください。

<https://www.nits.go.jp/22jou/exch/>

1 3 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

財務諸表の概要

経常費用、経常収益、当期総利益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析

(経常費用)

令和6年度の経常費用は1,542百万円で、前年度比239百万円増(18.33%増)となっています。これは、プラットフォーム事業に係る費用が増加したことが主な要因です。

(経常収益)

令和6年度の経常収益は1,575百万円で、前年度比142百万円増(9.87%増)となっています。これは、プラットフォーム事業収入が増加したことが主な要因です。

(当期総利益)

令和6年度の当期総利益は34百万円で、前年度比97百万円減(74.38%減)となっています。これは、経常費用が増加したことが主な要因です。

(資産)

令和6年度末現在資産合計は5,691百万円で、前年度比75百万円増(1.33%増)となっています。これは、食堂棟空調設備改修工事の取得による建物の増加が主な要因です。

(負債)

令和6年度末の負債は1,034百万円で、前年度比91百万円増(9.65%増)となっています。これは、年度末における未払金の増加が主な要因です。

(利益剰余金)

令和6年度末の利益剰余金は298百万円で、前年度比34百万円増(12.65%増)となっています。これは、令和6年度に当期末処分利益が発生したことが要因です。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和6年度の業務活動によるキャッシュ・フローは111百万円で、前年度比53百万円増(前年度は58百万円)となっています。これは、その他の教育研修事業収入の増加が主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和6年度の投資活動によるキャッシュ・フローは75百万円で、前年度比15百万円増(前年度は60百万円)となっています。これは、施設整備費185百万円が措置されたことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和6年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△28百万円で、前年度比5百万円減(前年度は△23百万円)となっています。これはファイナンス・リース契約の支払があったことが主な要因です。

1 4 内部統制の運用に関する情報（内部統制システムの運用状況など）

（１）内部統制の目的

内部統制は理事長のリーダーシップの下、以下の４つを目的として整備・運用しています。なお、独立行政法人制度の趣旨に鑑みれば、とりわけ①の業務の有効性及び効率性を最重要目的としています。

①業務の有効性及び効率性

中期目標等に基づき業務を行いつつ、機構のミッションを果たします。また、より効率的に業務を遂行します。

②事業活動に関わる法令等の遵守

事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進します。

③資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ります。

④財務報告等の信頼性

国民に対する説明責任及び第三者による評価に資するため、財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性を確保します。

（２）内部統制の運用

上記の目的を達成するため、機構では以下のような取組を行っています。

①経営戦略会議・NITS 会議等の実施

教職員支援機構への社会的要請に即応し、より有効かつ効率的に機構のミッションを果たすために、理事長、理事及び幹部職員が参加する経営戦略会議を開催することで、組織的な意思決定を行っています。また、全役職員が参加する NITS 会議を隔週オンラインで開催することで、各部署の課題について報告・協議する体制を構築しています。全職員が機構のミッションを意識して業務に取り組めるようにするとともに、全ての職員に偏りなく情報を共有できるようにしています。

さらに、毎年度、役員会において監事監査報告を行い、機構における内部統制の充実について役員間の意見交換を行っているほか、評議員会を組織し、機構の管理運営に関する重要事項について、審議を行うとともに、意見を聴取しています。

このほか、リスク管理委員会（令和６年度は１２月に開催）を始めとした規程に基づく各種委員会を設置し、適切な管理運営を行っています。

②理事長によるモニタリング等

小規模法人であることの特性を生かし、理事長と職員が直接意見交換ができる機会を設けるとともに、日常的なモニタリング等を行っています。

③監査の実施

機構における業務及び会計の適正を期するため、監事監査を実施しています。業務監査においては、中期目標及び中期計画等に基づき実施される業務、理事長の意思決定の状況、内部統制システムの構築・運営状況について、会計監査においては、予算執行、収支及び資金運用の状況、契約の状況等について確認し、適宜その指摘に応じて改善を図っています。

また、機構は独立行政法人通則法第 39 条に規定する会計監査人の監査を受けなければならない法人ではないものの、独立行政法人会計基準等に準拠した財務諸表等の適正化を図るため、従来、会計監査人と監査契約を締結し、契約事務に係る決議書類や財務諸表等の作成に至る決算処理までの外部監査を実施しています。

④入札・契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定した調達等合理化計画に沿って、適正な調達を行うよう努めています。

一般競争入札等の実施に当たっては、引き続き競争参加資格要件の緩和や公告期間の延長等を実施し、数多くの業者が入札できるように競争性の確保に努めています。

また、同総務大臣決定に基づき設置した契約監視委員会（委員は監事 1 名、弁護士 1 名、公認会計士 1 名）を開催し、一者応札に関する調達や経費節減・効率化に関する調達の適正性等の点検を行い、契約手続等が適切に実施されたことを確認しています。

これらの内容は、ホームページに調達情報のページを設け、一般競争入札や企画競争・公募の公告を掲載し、より多くの参加者を募ることで競争性を確保するとともに、競争入札や随意契約に係る情報（契約結果の情報）を開示し、引き続き契約業務の透明性の確保に努めています。

詳細につきましては、調達情報をご覧ください。

<https://www.nits.go.jp/nyusatsu/>

1 5 法人の基本情報

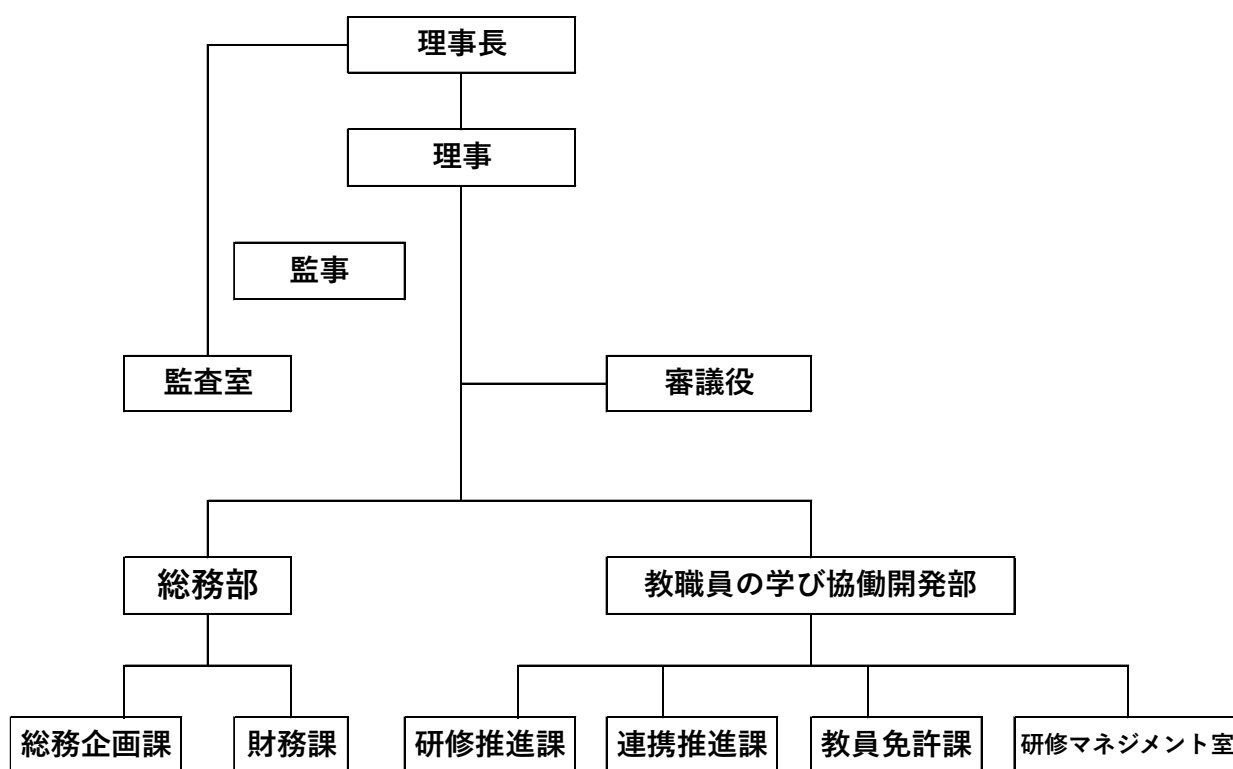
(1) 沿革

平成 13 年 4 月、独立行政法人教員研修センターとして設立
平成 29 年 4 月、独立行政法人教職員支援機構に名称変更

(2) 設立根拠法：独立行政法人教職員支援機構法（平成 12 年 5 月 26 日法律第 88 号） （名称変更：平成 28 年 11 月 28 日法律第 87 号）

(3) 主務大臣：文部科学大臣（所管課：総合教育政策局教育人材政策課）

(4) 組織体制：



(5) 事務所の所在地

つくば本部：茨城県つくば市立原 3
東京事務所（一ツ橋）：東京都千代田区一ツ橋 2-1-2
学術総合センター 11F

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況 該当なし

(7) 主要な財務データ (法人単位) の経年比較

(単位 : 百万円)

区 分	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
経常費用	1, 204	1, 154	1, 254	1, 303	1, 542
経常収益	1, 220	1, 232	1, 309	1, 434	1, 575
当期総利益 (当期総損失)	16	79	55	131	34
資産	5, 706	5, 484	5, 516	5, 617	5, 691
負債	996	904	956	943	1, 034
利益剰余金 (又は繰越欠損金)	106	79	134	265	298
業務活動による キャッシュ・フロー	△ 26	44	156	58	111
投資活動による キャッシュ・フロー	37	△ 201	2	60	75
財務活動による キャッシュ・フロー	△ 16	△ 2	△ 12	△ 23	△ 28
資金期末残高	363	204	350	445	603

(注) ○項目毎の単位未満の端数を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）

年 度 計 画 予 算

令和 7 年度計画予算

（単位：百万円）

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関 する専門 的助言	指導、助 言及び援 助	調査研究	更新講習 等認定事 務	資格認定 試験実施 事務		
収 入								
運営費交付金	316	18	211	84	31	156	356	1,171
補助金	115					20		135
施設整備費補助金	157							157
自己収入	89		194			27		310
計	677	18	405	84	31	202	356	1773
支 出								
一般管理費							161	161
業務経費	284	9	376	63	10	147		888
人件費	121	9	30	21	21	36	195	432
特殊要因等経費								
補助金事業費	115					20		135
施設整備費	157							157
計	677	18	405	84	31	202	356	1,773

（注）金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

収 支 計 画

令和 7 年度計画予算

(単位：百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関する専門的助言	指導、助言及び援助	調査研究	更新講習等認定事務	資格認定試験実施事務		
費用の部	581	19	412	86	33	206	398	1,736
一般管理費							182	182
業務経費	448	10	379	64	10	167		1,076
人件費	134	10	33	22	23	40	216	477
特殊要因等経費								
収益の部	581	19	412	86	33	206	398	1,736
運営費交付金収益	316	18	211	84	31	156	348	1,163
自己収入	89		194			27		310
補助金等収益	115					20		135
賞与引当金見返りに係る収益	8	1	2	1	1	2	18	34
退職給付引当金見返に係る収益	5		1	0	1	1	2	11
資産見返運営費交付金戻入	48		3	1		0	29	82

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

資 金 計 画

令和 7 年度計画予算

(単位：百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関する専門的助言	指導、助言及び援助	調査研究	更新講習等認定事務	資格認定試験実施事務		
資金支出	677	18	405	84	31	202	356	1,773
業務活動による支出	520	18	405	84	31	202	348	1,609
投資活動による支出	157						8	165
資金収入	677	18	405	84	31	202	356	1,773
業務活動による収入	520	18	405	84	31	202	356	1,617
運営費交付金による収入	316	18	211	84	31	156	356	1,171
補助金等による収入	115					20		135
自己収入	89		194			27		310
投資活動による収入	157							157
施設整備費補助金による収入	157							157

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

1 6 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：有形固定資産以外の長期資産で、特許権、商標権、著作権など具体的な形態を持たない固定資産

投資その他の資産：有形固定資産及び無形固定資産以外のもので、建物を賃借する際の敷金等が該当

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

教育研修事業費：独立行政法人の業務に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

補助金等収益：国からの補助金、運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入等：宿泊料収入、建物貸付料収入、受験手数料収入、全国教員研修プラットフォーム利用料、雑収入、受取利息、受託事業収入

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：

独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：

将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：

増資等による資金の収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

④ 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政コスト：独立行政法人の損益計算書に計上されないが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト

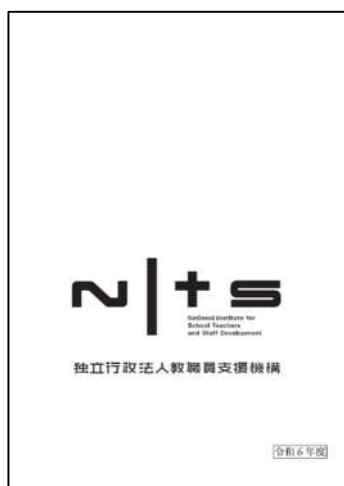
（２）その他公表資料等との関係の説明

○ホームページ

機構の研修事業、オンライン研修、調査研究事業等、各事業の情報を発信しています。



○パンフレット・チラシ・事例集等



<教職員支援機構 要覧>



<NITS からの提案資料>



<NITS 大賞案内チラシ>



<NITS 大賞事例集>